

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいのある方が対象



あなたの保険料の納め方は？

既に年金から差し引かれている方

●平成19年の所得で改めて計算した保険料をお知らせします。
この結果、介護保険料と長寿医療制度の保険料の合計額が、現在保険料が差し引かれている年金の受給額の半分以上を超える場合などは、納付書または口座振替に納め方が変わります。

まだ年金から差し引かれていない方

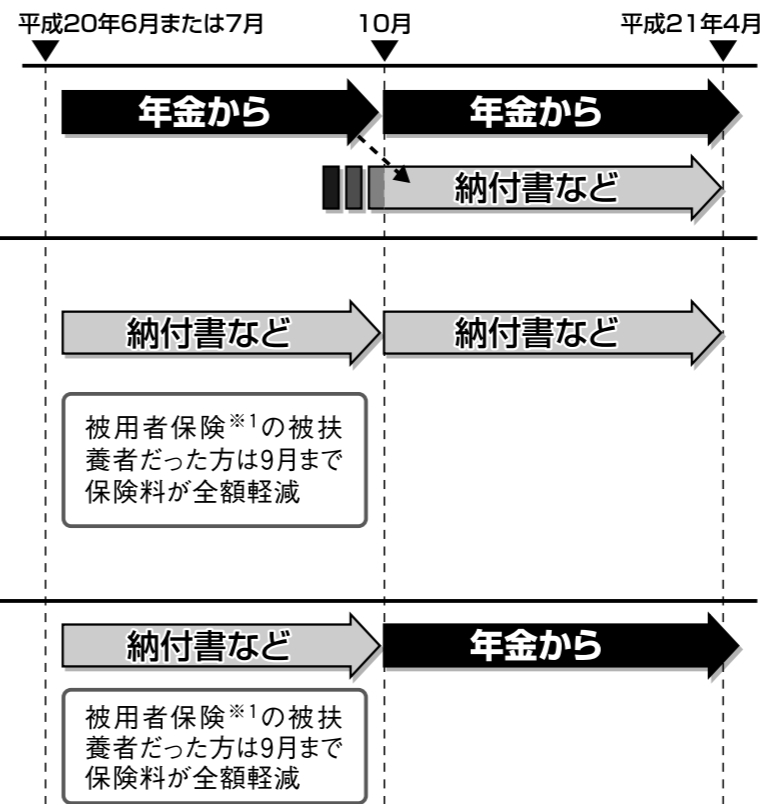
9月までは納付書または口座振替で納めていただきます。
ただし、被用者保険※1の被扶養者だった方は、9月までの保険料が全額軽減されます。

●年金の年額が18万円未満の方
または
●介護保険料と長寿医療制度の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金受給額の半分以上を超える方
10月以降も引き続き納付書または口座振替で納めていただきます。

●上記以外の方
10月からは介護保険料が引かれている年金から長寿医療制度の保険料が差し引かれます。

保険料の計算方法
年間の保険料の額は、均等割額【43,143円】と所得割額【(所得-33万円)×9.63%】の合計額です(一部の市町村は、計算式が異なります。)。詳しくは、保険料の通知書または広域連合のホームページをご覧ください。

保険料の納め方は、加入した月などによって上記と異なる場合があります。ご不明な場合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。



保険料額は、6月から7月にかけて被保険者全員にお知らせします。

被用者保険※1の被扶養者だった方へ

被用者保険※1の被扶養者だった方は、年間の保険料の額が2,100円以下になります。
2,100円以下に軽減されていない場合は、被扶養者だったことが確認できていない可能性がありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※1 被用者保険とは

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

国において検討している低所得者に対する保険料の軽減対策の具体的な取扱いは、決まり次第お知らせします。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内 ●電話 011-290-5601
●ファクシミリ 011-210-5022 ●ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>